

ざいりゅうしかく ゆうしてざいりゅう がいこくじん げんそく ふ よ ざいりゅうまかん
在留資格を有して在留する外国人は、原則として付与された在留期間に

かぎってわがくに ざいりゅう することができるとなっているので、例えば、じょうりく
限って我が国に在留することができることとなっているので、例えば、上陸

まよかとう さいして ふ よ ざいりゅうまかん しよき ざいりゅうちくてき たっせい
許可等に際して付与された在留期間では、所期の在留目的を達成できない

ばあい しゅこく あらためてさしやう しゅとく にゅうこく
場合に、いったん出国し、改めて査証を取得し、入国することとなると

がいこくじんほんにん おおきなふたん
外国人本人にとって大きな負担となります。

にゅうかんほう ほうむだいじん わがくに ざいりゅう がいこくじん ざいりゅう
そこで、入管法は、法務大臣が我が国に在留する外国人の在留を

ひきつづきみとめる てきとう はんだん ばあい ざいりゅうまかん こうしん ざいりゅう
引き続き認めることが適当と判断した場合に、在留期間を更新してその在留

けいぞく かのう てつづき
の継続が可能となる手続を定めています。

ざいりゅうまかん こうしん うけよう がいこくじん ほうむしやうれい きだめるてつづき
在留期間の更新を受けようとする外国人は法務省令で定める手続により、

ほうむだいじん たいしざいりゅうまかん こうしんきよかしんせい
法務大臣に対し在留期間の更新許可申請をしなくてはなりません。